

## □ ■ □ ■ □ 医療費控除について □ ■ □ ■ □

### 自由診療は「医療控除」の対象になります

医療費控除は1年間に医療機関に支払った医療費用の合計金額が200万円までの範囲で10万円を超える部分について控除・還付される制度です。

歯科での自由診療※についても、医療費控除の対象として認められているため、制度を利用した医療費用の負担軽減が可能です。計算方法は（医療費用の合計マイナス10万円）×所得税率となります。※一般的に認められる水準を超える自由診療については医療控除の対象外となる場合もございます。

医療費控除の申告については、誠にお手数ではございますが、下記URLを参考に、税務署にてお手続きの程、お願い申し上げます。

#### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1122.htm>

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1128.htm>

ご面倒でも、税務署にて是非ご申告ください。ご申告の内容によって異なりますが、医療費用の半額以上が還付される場合もあるそうです。

デンタルケア渡辺歯科